



平成 21 年 9 月 14 日

各 位

会社名 日本マタイ株式会社  
代表者名 取締役社長 内田 増幸  
(コード: 8042 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役総務・人事部長 西山 博文  
(TEL. 03-3843-2111)

### レンゴー株式会社との株式交換に伴う株式の取扱いについてのお知らせ

レンゴー株式会社（以下「レンゴー」といいます。）と当社は、本日開催の各々の取締役会において、平成 21 年 12 月 1 日を効力発生日として、レンゴーを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

当社は、平成 21 年 10 月 27 日開催の臨時株主総会での承認を経て、同年 12 月 1 日にレンゴーの完全子会社となる予定です。尚、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社株式は株式会社東京証券取引所において上場廃止（最終売買日は平成 21 年 11 月 25 日）となる予定です。

つきましては、本株式交換に伴う株式のお取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

また、本株式交換の詳細につきましては、本日、レンゴー及び当社が連名にて開示しております「レンゴー株式会社による当社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」をご参照願います。

### 記

#### 1. 単元未満株式の取扱い

本株式交換にともない、当社株式を 5,264 株以上所有されている株主の皆様においては、レンゴーの 1 単元の株式である 1,000 株以上の割当が行われますが、所有株式数が 5,264 株未満の株主の皆様には、1,000 株に満たない単元未満株式が割り当てられることとなり、当社の現株主の皆様のうち 8 割を超える（平成 21 年 2 月 28 日時点の当社の株主名簿による割合です。現時点ではこの割合と異なる可能性があります。）株主の皆様が、レンゴーの単元未満株式を所有することになる可能性がございます。レンゴーと当社は、このような状況となる見込みであることも十分に勘案した上で、本株式交換の実施を検討してまいりました。その結果、レンゴーによる当社の本株式交換による完全子会社化が、当社の迅速な事業改善を図り、ひいてはレンゴーグループの企業価値最大化に貢献するものであり、両社の株主の皆様にとりまして、最善の策であるとの結論に至りました。

レンゴーの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においても、所有株式数に応じて株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするレンゴーの配当金を受領する権利を有することとなりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。レンゴーの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、レンゴーの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

##### (1) 単元未満株式の買取制度

- ① 会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様がレンゴーに対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。
- ② 株式交換の効力発生日（平成 21 年 12 月 1 日）よりご利用いただくことができます。

(2) 単元未満株式の買増制度

- ① 会社法第 194 条第 1 項および定款の定めに基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様がレングーに対し、ご所有の単元未満株式と併せて 1 単元となる数の単元未満株式の買増を請求することができる制度です。
- ② 株式交換の効力発生日（平成 21 年 12 月 1 日）よりご利用いただくことができます。

2. 1 株に満たない端数の処理

本株式交換にともない、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

以上